

# 海岸保全施設等災害関連事業

## 1 趣旨

我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下であり、異状な天然現象に基づく災害は毎年多く発生している。

農業の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全並びに農村地域の安全性の向上を図るため、災害復旧事業に併せて、海岸保全施設等の新設又は改良を行い、再度災害を防止する。

## 2 事業内容

「海岸法（昭和31年法律第101号）」により指定されている海岸保全区域のうち、農地の保全に係る海岸保全施設に係る災害復旧に併せて、海岸保全施設等の新設又は改良を行う。

「地すべり等防止法（昭和33年法律30号）」により指定されている地すべり防止区域のうち、農地の保全に係る地すべり防止施設に係る災害復旧に併せて、地すべり防止施設等の新設又は改良を行う。

## 3 事業実施主体等

(1) 事業実施主体：都道府県、市町村

(2) 採択要件

1箇所工事費が原則として800万円以上（市（指定都市を除く）町村は600万円以上）で、かつ併せて施工する災害普及事業の工事費を超えないもの

## 4 補助率

海岸保全施設災害関連事業

内地 50/100、北海道・離島 55/100、奄美 2/3、沖縄 60/100

地すべり防止施設災害関連事業

1/2

## 5 予算科目

(項) 農業施設災害関連事業費

(目) 農業用施設等災害関連事業費補助

(目細) 海岸保全施設等災害関連事業費補助

## 6 平成19年度概算決定額

169,000( ) 千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】